

第5回

南丹市都市計画審議会

議事録

1. 開催日時	平成22年8月26日(木) 午後2時00分より午後3時30分まで
2. 開催場所	市役所2号庁舎301会議室
3. 議案	1ページ
4. 資料別添	資料一式
5. 委員の出席状況	2ページ
6. 説明員及び関係職員	3ページ
7. 議事顛末	4ページ

1. 審議案件

説明 区分	議案 番号	件 名	概 要
1	1	南丹都市計画生産緑地地区の決定（南丹市決定）について	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画において生産緑地地区を指定。 ・面積 約9.9ha

2. その他

都市計画マスタープランの策定について

委員の出席状況

全委員数 19名
出席委員数 14名（代理出席1名含む）
欠席委員数 5名

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

《学識経験者》

ふなこし 船越	てるよし 暉由	京都工芸繊維大学名誉教授 聖母女学院短期大学教授
やまぐち 山口	ひとし 均	京都建築大学校業務室長
たかはし 高橋	たかし 隆	京都医療科学大学学長
いわもり 岩森	まさひろ 正宏	西日本旅客鉄道株式会社園部駅駅長
のなか 野中	かずみ 一二三	南丹市農業委員会会長
かきむら 垣村	かずお 和男	行政経験者

《市議会議員》

いじり 井尻	おさむ 治	南丹市議会議長
むらた 村田	まさお 正夫	南丹市議会総務常任委員長
こなか 小中	あきら 昭	南丹市議会産業建設常任委員長

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

《関係行政機関》

はやし 林	まさあき 昌明	南丹市教育委員長
----------	------------	----------

《京都府関係》

うえだ 上田	きよかず 清和	京都府南丹広域振興局企画総務部長
のぐち 野口	よしとも 美具	京都府南丹広域振興局建設部長 京都府南丹土木事務所長
たにべ 谷部	すすむ 進	南丹警察署長

《市民》

まつだ 松田	いくこ 育子	南丹市婦人会
にしやま 西山	よしかず 嘉一	船井青年会議所
もちざわ 用澤	おさむ 修	公募
やぎ 八木	まさかず 正和	公募
よこはた 横畑	しゅうへい 脩平	公募
のなか 野中	けんいち 健一	公募

説明員及び出席職員

南丹市長

佐々木 稔納

・説明員

南丹市土木建築部長

山内 明

南丹市 〃 都市計画課長

人羅 均

南丹市土木建築部都市計画課 主任

田中 健二

・事務局

土木建築部長

山内 明

〃 都市計画課 課長

人羅 均

〃 〃 〃 主任

田中 健二

〃 〃 〃 主事

北村 誠也

〃 〃 〃 〃

小川 直人

議事の顛末

発 言 者	発 言 内 容 等
(1)	開会、委員の委嘱
事務局	皆様、お待たせをいたしました。 定刻でございますので、ただ今から第5回南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。 私、本日の司会を務めさせていただきます土木建築部長の山内でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。 委員の皆様には、公私ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきありがとうございます。 今回の審議会は二期目となって初めての審議会となります。委嘱状については、すでに皆様に交付させていただいておりますが、委員の交代もございましたので、ここで皆様のお名前をご紹介しますので、その場で一言ご挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。 まず、都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員として、学識経験者及び市議会議員としてご依頼申し上げます。京都工芸繊維大学名誉教授で聖母女学院短期大学教授、船越暉由様。
委員	船越でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	京都建築大学校業務室長山口均様。
委員	山口でございます。どうかよろしくお願いいたします。
事務局	本日は欠席されておられますが、京都医療科学大学学長、高橋隆様、西日本旅客鉄道株式会社園部駅長、岩盛正宏様、この方も本日お見えになっておられません。南丹市農業委員会会長、野中一二三様。野中様につきましては、欠席されるとの連絡をいただいております。行政経験者、垣村和男様。
委員	垣村でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	南丹市議会議長、井尻治様。
委員	井尻でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	南丹市議会総務常任委員長、村田正夫様。
委員	村田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	南丹市議会産業建設常任委員長、小中昭様。
委員	小中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員として、関係行政機関もしくは京都府の職員としてご依頼を申し上げた4名の方でございます。南丹市教育委員長、林昌明様。
委員	林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	京都府南丹広域振興局企画総務部長、上田清和様。本日、上田様につきましては、他の公務のご都合上、欠席との連絡をいただいております。

発 言 者	発 言 内 容 等
	ます。京都府南丹広域振興局建設部長兼京都府南丹土木事務所長、野口美具様。本日は、京都府南丹土木事務所技術次長、小出美次様が代理で出席を頂いております。
委員	野口所長の代理で出席させていただきます。小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	南丹警察署長、谷部進様。
委員	谷部でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく、都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員としまして、各団体よりご推挙いただきました2名の方でございます。南丹市婦人会より松田育子様。
委員	松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	船井青年会議所より西山嘉一様。
委員	西山でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく、都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員で、「市民」参画の観点から公募により委員に就任いただきます4名の方でございます。野中健一様。
委員	野中でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	用澤修様。
委員	用澤でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	八木正和様、この方はお見えになっておられません。 横畑脩平様。
委員	横畑でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。以上19名の方々でございます。なお、当審議会の会長につきましては船越暉由委員に、副会長には野中健一委員に引き続きお世話になります。 また、委員の皆さまには、平成23年8月31日までお世話になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。 本日14名の委員の出席をいただいております。 南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、「委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっております。 本日、過半数の出席を頂いており、要件を満たしておりますので本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。 また本日、審議会の開催にあたり、説明員として出席しております土木建築部都市計画課の職員をご紹介します。 人羅課長でございます。
人羅課長	人羅です。よろしくお願いいたします。
事務局	田中主任でございます。
田中主任	田中です。よろしくお願いいたします。
事務局	北村主事でございます。
北村主事	北村です。よろしくお願いいたします。
事務局	小川主事でございます。

発 言 者	発 言 内 容 等
小川主事	小川です。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから開会させていただきます。お手元に配布しております次第に基づき、進めさせていただきます。 開会にあたりまして、佐々木市長がご挨拶申し上げます。
(2)	市長あいさつ
市長	改めましてこんにちは。本日、第5回の南丹市都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆さま方におかれましては、大変ご多忙の中、また猛暑の中にもかかわりませず、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。 また、平素より市政推進に対しまして、とりわけ、都市計画事業の推進に対しまして、格別のご指導やお力添えを賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。 また、第二期ということで新たなる任期という中で、これからお世話になることとなりますが、何卒よろしくお願いいたします。 さて、本日、皆さま方にお諮りいたします案件でございますが、「南丹市都市計画生産緑地地区の決定」についてでございます。生産緑地は、市街化区域内において優れた環境機能を有する農地につきまして、その農地を保全し、良好な都市環境を形成することを目的とし、地区指定をしていくものでございます。 具体的な内容につきましては、後ほど事務局より詳しく説明をさせていただきますので、委員の皆さま方におかれましては、それぞれのお立場から、慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。 これからも、今後の都市計画行政の推進につきまして、本審議会での皆さまの貴重なご意見を参考とさせていただきます。進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。重ねて本日ご出席賜りましたことに厚く御礼申し上げますとともに、今後のお力添え、ご指導を賜りますことを併せてお願い申し上げます。粗辞ではございますけれども、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
(2)	会長あいさつ
事務局	続きまして、船越会長よりご挨拶をいただきます。
会長	会長、副会長に指名されました船越と野中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 第二期の最初の審議会ということで、本来ですと会長、副会長の指名につきまして異論をお持ちの委員の方々がいらっしゃるかもしれませんが、指名をいただいたということで精一杯努めさせていただきますので、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。 例年ですと8月の初め、ちょうど立秋というのがございまして、その頃はまだ夏の真っ盛りでございます。盆を過ぎますと、日本人ですと古今和歌集で言いますと「秋来ぬと目にはさやかに見えねども・・・」という歌がございまして、何か風が違うな、空が高くなったな、など感じる頃でございます。最近、35度、36度の猛暑が連日続いておりますが、その暑さの中を本日はご出席賜りまして、本当にありが

発 言 者	発 言 内 容 等
	とうございます。その暑さに負けない議論をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございます。 本日審議いただく案件につきましては、平成２２年８月１１日に佐々木市長から船越会長へ諮問させていただいております。 ここで、市長につきましては、他に公務がございますので、退席させていただきますことをご了承賜りたく存じます。
市長	皆さん大変お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。（市長退席）
事務局	それでは、南丹市都市計画審議会条例第５条第２項の規定により、会議の議長は会長が兼ねとなっておりますので、船越会長、よろしくお願い申し上げます。
（３） 議事録署名人の指名	
会長	本日はご多忙のところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。 本日の審議事項は１件でございます。 それでは、議事に入ります前に、本日の審議会の議事を記録いたしますので、議事録署名人をお願いする委員さんお二人を指名させていただきます。 小中昭委員さんと用澤修委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。
（４） 都市計画案件の審議	
会長	それでは、議事に入ります。「議案第１号 南丹都市計画生産緑地地区の決定（南丹市決定）について」を審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
説明員	大変ご苦勞様でございます。 それでは、「南丹市生産緑地地区の指定（南丹市決定）について」をご説明申し上げます。 お手元の議案書２頁並びに資料１をご覧ください。 生産緑地地区制度とは、市街化区域内の農地のうち農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を計画的に保存し、良好な都市環境の形成を図る制度であります。 この制度を活用し、南丹市の市街化区域内の農地について、指定事務を進めることについて、ご説明申し上げます。 南丹市は、近畿圏整備法の近郊整備区域に位置し、八木町、園部町は昭和４６年１２月２８日に区域区分が指定され、市街化区域・市街化調整区域の土地活用について区域区分されている状況であります。 平成１８年１月、南丹市誕生と同時に地方税法上の取扱いが特定市となり、市街化区域内農地の宅地並課税が一定の猶予期間、合併後５年でございますが、それを経て実施されることとなります。 併せて、今回諮問いたしております「生産緑地地区」は都市計画法第８条第１項第１４号に規定されており、生産緑地法の適用を受けることとなる近畿圏整備法の近郊整備区域に位置する市街化区域内農地についても土地利用を明確化し、一定の条件のもと農地として保全

発 言 者	発 言 内 容 等
	するものについては生産緑地地区として指定することができるとされています。 一定の条件といたしましては、お手元にお配りいたしております「生産緑地地区指定に向けて」の資料を参考にさせていただきたいと思いますが、一団の農地の面積が500平方メートル以上で且つ30年間の農地管理を担保できるものとされております。 今回の指定は、地方税法上の猶予期間の満了に合わせて、生産緑地地区を指定するものであります。 南丹市における指定手続きに係る状況といたしましては、これまでに、この生産緑地指定に係る現状農地図面の作成、市街化区域内農地所有者リストの作成等の事務作業を進め、平成21年8月に、市街化区域内農地所有者等に、指定に関する説明会を開催する旨の通知を行い、同年9月より、園部町、八木町において各3回ずつ説明会を開催し、同年10月から11月末にかけて個別相談会を開催すると共に、生産緑地地区指定の申請を受け付け、この申請された農地について、南丹市及び南丹市農業委員会において、農地か否か等の審査を行い、添付資料のとおり、都市計画案を作成しました。 都市計画案の概要といたしましては、指定予定面積が約9.9ha内訳といたしましては旧園部町管内におきまして2.1ha、旧八木町管内におきまして7.8ha。農地数は113区画。内訳としましては旧園部町管内で20区画、旧八木町管内で93区画となっております。この面積は市街化区域内農地の約11.1%にあたる面積であります。 今回、諮問させていただいております南丹都市計画生産緑地地区の決定（南丹市決定）につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成22年5月17日から5月31日までの2週間縦覧に供しました。縦覧者は1名でございました。 また、都市計画案に意見があれば、都市計画法第17条第2項の規定により、縦覧期間中に市長に対して意見書を提出することができますが、意見書の提出はございませんでした。 以上でございます。 何卒慎重にご審議賜り、承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	ただ今、事務局より説明のありました件について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	資料を見せていただいて、指定の趣旨については非常に理解ができます。ただ面的な指定がされず、例えば点在する形で生産緑地を指定された場合、そのことによって今後のまちづくりで良好な景観形成ができるのかという部分で非常に心配な点があります。この内容で指定された場合、今後、行政も大変だと思いますが、指定の目的と、今後のまちづくりとの整合性を十分に考慮されているのかももう少しご説明いただきたい。
会長	ただ今、山口委員よりございました質問について、事務局より説明をお願いします。
説明員	委員さんのご指摘の通りだという認識を事務局としても持ってお

発 言 者	発 言 内 容 等
	ります。しかし、これについては、都市計画法、生産緑地法等、個々の法律がございまして、その法律に基づく申請となっておりますので、止むを得ないかなという判断をしております。 指摘のございました今後のまちづくりについてはどうかというご意見については、確かに課題としては残ってくるであろうかとは思いますが。しかしながら、例えば、面的に整備する場合、集团的農地としてやはり一角の中で集約を行う整備手法を用いるなどして、一定の整理を促進して参りたいと計画をしている状況でございます。確かに、都市計画法とこの生産緑地法は法律が相反する部分もございまして、まちづくりとしての課題は残る形になろうかと思いますが、先ほどご説明いたしました一定の取り扱いの中で整理を進めたいとおもいますので、ご理解をお願いいたします。
会長	他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員	私も今同じことを言おうと思っていたんですけどね、山口委員が言われましたように、最初この資料を見せていただいた時にものすごく違和感を感じたんです。事務局の方から一定の手順を踏んで、粛々と説明会等を開いて、今回指定するということで先ほど説明を受けましたけど、特に資料No.4の八木町の図面ですが、ものすごくたくさんの数の生産緑地がありますね。これが本当に市街化区域なのかと。生産緑地法と都市計画法のどちらが優先するかというものはないとは思いますが、市街化区域でありながら、これだけの数を指定されると、今後、区画整理や宅地開発がものすごくやりにくくなりますし、いやな言い方をすれば、農業をやりたいなら調整区域でやりなさいよと言いたくなるような状況なので、このまま指定するのはいかがなものかと思えますよ。行政も今後苦勞するのではないかと思います。やはり、最初の都市計画を優先されるべきではないのかなと私は思います。
会長	ただ今、野中委員よりございました質問について、事務局より説明をお願いします。
説明員	副会長さんのご意見のとおりだと認識をしております。しかしながら、生産緑地の指定申請について個人の権利を主張されることを行政が止めることはできません。そういった中で地域では、八木町管内でございまして、平成12年頃から「まちづくり委員会」が形成され、自らの地域をどうするかという議論をされてきた経過もございまして。課題としては残りますが、このような動きもある中で、先ほどもご説明いたしましたように区画整理事業であれば集团的農地という位置付けで、一角に集め、今後市街化を進める中での緑の空間または既存宅地と新たな宅地との緩和区間として配置することでまちづくりは進められると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
委員	この資料の一番最初に「生産緑地地区の指定」とあります。地区として指定することについて、都市計画の中でこの地区は将来こういうものをするという、明確さがいるのではないのでしょうか。個人の申請によって、あちこち点在することは将来的に都市計画として支障が出ると思いますが、そういう議論はなかったのでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容 等
会長	ただ今、井尻議員よりございました質問について、事務局より説明をお願いします。
説明員	今回、生産緑地地区という表現をしてはおりますが、申請は土地所有者が一筆一筆申し出をする中で、その土地が今現在も適正な農地として今後も30年間維持管理を約束される土地について指定を行っていくものでございます。一筆一筆の申請の結果、都市計画案の図面のような状況になったということでございます。
会長	ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。
委員	今の回答を聞いておりますと、土地所有者から出てきた申請を行政がやみくもに受け付けたと聞こえかねないが、何故このようなことになったかと言いますと、結局は市街化区域内の将来的なビジョンが見えないということではないのか。特に八木ですけれども、この市街化区域を市が将来的にどのようにしたいのかおそらく地域住民に示されていないから、このような申請状況になるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。
会長	ただ今、野中委員よりございました質問について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ビジョンがないというお話もでておりますが、旧八木町時代も平成12年頃からこの地域の整備について一定ご説明させていただき、計画等を進めてきた経過があります。その中には当然、面的な整備ということで土地区画整理事業を中心としたまちづくりを当時説明をさせていただきました。現在といたしましては、面的な整備までに至っていないのが現状でございます。市として進めていくということもありますが、先ほども説明の中でありました「まちづくり委員会」で地域としてどのように今後まちづくりを進めていくのかということもあるのです、地元・地域の考え、市の考えとこの両輪の中でまちづくりを進めなければならないと考えております。 特に八木町管内で多くの申請が出たということについては、まちづくりの骨格となります街路事業の整備の遅れが大きな要因になったと認識をしております。開発をするについても道路要件等がついてきますので、街路事業の遅れからこういった申請状況になったものと考えております。しかし、今後は「まちづくり委員会」との連携を深める中で、また現在のこのような状況の中でどのようなまちづくりをしていくのか議論に入っていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。
委員	同じようなことを言ったらいかんのですけど、八木町が生産緑地の指定ですけど、都市計画で市街化区域としてせつかく線引きをしているのに、今後行政として整備の方法をどうするのが問題やと思うんです。園部はまだちょっとマシやと思います。横田にしても面的整備である区画整理が終わっていて、何パーセントかの緑地の申請がでてくるのはそれはいいんです。ただ、八木町については生産緑地が点在しすぎているので、線的な街路事業や面的な整備にしても近隣公園を作ろうとかそういったことは成立すると思うけれども、他の整備とな

発 言 者	発 言 内 容 等
	ると考えられないね。 住民の方で生産緑地を指定して欲しいという方は、これでいいけれども、それ以外の申請していない方はどういう整備をしていくのかわからないので、その人達にもビジョンを説明しておかないとあかんね。 手続きとして縦覧もして手順を踏んでいるので、言わんとうかなとも思ったんですけど、行政の責任にもなってくることやし、決定を覆そうとかそういうことではないですけども。
会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	確かにおっしゃる通りでございまして、課題は残る形にはなろうかと思えます。しかしながら、先ほどもご説明させていただきましたが、この経過を踏まえて、「まちづくり委員会」の役員さんとの協議をする中で今後は考えて参りたいというのが今の考えでございます。 旧町の頃からこの地域としてまちづくりをしようということで、説明をさせていただいた結果として、このような申請状況になったというこの結果を踏まえた上でどうするのかということをもう一度地域の皆さま方と話し合いを進めて参りたいと考えておりますので、どうぞご理解の程よろしく願いいたします。
会長	他にございませんでしょうか。
委員	都市計画区域の面積の中で何パーセントは緑地を残さないといけないとか、行政の中で緑地は最低でもこれだけ、最大ならここまでという計画はなかったのでしょうか。
会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請については、申請された土地が生産緑地の指定の基準に基づいて、基準を満たすかについて南丹市と南丹市農業委員会との協議の中で判断をさせていただいて、都市計画案を作成させていただいております。 もう一点、地域として緑をどうするのかということでございますが、合併以後、南丹市の「緑の基本計画」というものを本年度中にはまとめあげるということで進めておるところでございます。こういった中で、緑をどのように配置するかについても一定の計画をまとめあげたいと進めております。面積についても人口一人当たりは何平方メートルという考え方の中で緑を確保していくということもこの計画のなかでやっていきたいと思っております。
委員	園部町と比べて八木町で極端に指定が多い理由というのは何でしょうか。ただ、土地所有者が申し出たというだけでこういうことになるのでしょうか。
事務局	土地所有者が申し出たからだけではなく、申請に対し、基準を満たしておれば生産緑地としての指定に向けて動きますということでございます。 ただ、八木町で特に多く出てきたということについては、これはあくまでも私が現在思っていることでございますが、都市施設であります街路事業が都市計画決定はなされておるところでございますが、現状として八木町管内での整備率は低くございます。そういった中で、開発を進める際に道路用件もありますので、民間開発が進まなかった

発 言 者	発 言 内 容 等
	というのも要因の一つではないかと考えております。このような状況の中で、土地所有者さんが土地利用を考えた時に結果として、今回のような生産緑地の形がでてきたのではないかという思いを持っておるところでございます。
会長	他にご意見ございませんでしょうか。
委員	初めて参加するので、ちょっと教えていただきたいのですが、ここで議案が否決された場合はどうなるのですか。
事務局	審議会で認められなかった場合、都市計画決定をうてなくなります。事務局から原案を提出しておりますが、認められなかったということになりますので、合併後5年以内に土地利用を明確にしなければならぬ中で、それが明確にできなくなる。先ほど、少し税金の話もさせていただいておりますが、税法上の特定市となっておりますので、市街化区域内の農地は宅地並み課税になってくるということでございます。
委員	土地を持つ方から申請を受けてこういう計画をされたということですけども、計画自体ができればまちづくりのビジョンや計画があつて、その上にここは生産緑地が必要ですから指定しましょうという方がよいと思いますが。何か順番が違うのではないかなと思います。
事務局	おっしゃる通りだとこちらも認識はしております。先ほどから何回も繰り返して申し訳ありませんが、平成12年から旧八木町のなかで話し合いがされてきた、その中で平成18年に合併いたしましたので、この5年間で市の「総合振興計画」というものをまとめあげさせていただいております。その計画に基づき、現在、市街化区域のまちづくりのプランであります「都市計画マスタープラン」を作成しておるところでございます。しかし、一方で5年以内に生産緑地について決定していかないといけないということが法律にも明確に示されておる中で今のような状況になっているということでございます。 「都市計画マスタープラン」も作成しておるところでございますが、委員さんのご指摘の通り、順番が逆だということについて、確かに私どももそういう思いは持っておるところでございます。ただ、期限というもののうち、進めをさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。 今後は、先ほどもご説明させていただきましたが「都市計画マスタープラン」を今年度中にまとめあげる計画でございます。そして、この結果を踏まえた上で、地域の方々とまちづくりをもう一度考えていくということで、ご理解をお願いしたいと思います。
会長	今の回答でよろしいでしょうか。他にごございませんでしょうか。
委員	農地は農振農業地域という形で優良農地を残すというものがありますが、そういった農振農業地域に指定された農地は農地を保全したり、生産意欲を高める様々な支援が約束されるといったところがあるんですけども、市街化区域内の農地については、生産というよりは貴重な緑地という意味で重点的に考えるということで、農地の機能を生かしていくという意味では理解はできます。 しかし、バタバタとした短い期間の中でやっていかねばならないと

発 言 者	発 言 内 容 等
	いうことを少し心配しているんですけども、市が考えている街路事業を将来進めていく中で、指摘のあった地域内で、生産緑地に指定することによって、より促進される支援が得られるのかとか、逆に指定によって出てくる色々な支障を想定しているだとか、そういった部分についての事務局の認識をお聞きしたい。
会長	ありがとうございました。今のご質問について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	今後の街路事業の関係でございますが、今回この審議に承認いただきますと、先ほども説明の中でありましたが、指定された農地については、30年間適正な農地として管理をしていただくことになります。そういった中で、当然、建物等は建てることができませんので、街路事業の用地にかかっている農地については、建物についての補償の対応をする必要がないということで、線的な整備としての街路事業は進みやすくなると考えます。 それと、今後の農地への支援については、市街化区域でございますので農としての支援はございません。
会長	よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。
委員	資料に都市計画決定と書いてあるが、決定なんですね。決定していることに対して私らは意見を言っているのですかね。どうなんですか。
事務局	この後、承認をいただければ、都市計画法に基づいて公告、縦覧等の手続きを進めて参りまして最終的に決定となります。今現在は原案でございます。
委員	意見が反映されることはあるのですか。今日言ってそれを直すことはできるのですか。せっかく市街化区域として線引きしておきながら、その中でこれだけの面積を緑地として30年間残すのは、市街化区域としてあまりよいことではないと思う。
委員	ありがとうございました。おっしゃられることはよくわかります。法の趣旨がなかなか噛み合わないということもあります。そもそも市街化区域内の農地など宅地ではない所を市街化されていくとして、宅地並み課税するというのが大前提であったわけで、それがうまくいかなかったと。その中でたまたま今回出てきたのが生産緑地であったと。そこで、今回の場合はイニシアチブを持っているのが、やはりそれぞれの農地を持っている土地所有者の方がどう判断するかに委ねられているところであって、そこに市はどう関わっていくのかというのはなかなか難しいところではあります。そこでビジョンを示しながら理解を得るということは可能なのかもしれないですけども。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員	八木の南広瀬の部分が気になるのですが、この地域は今54戸程建っていて、元々28戸でした。住宅が増えてきていたが、これだけ緑地が点在すると今後、増えていかないのではないか。地元に関心が十分に伝わっていないのではないかと思うのですが。
会長	今のご意見ですが、事務局いかがでしょうか。
事務局	やはり集中的に意見が出ておりますのは、集团的に申請がでております南広瀬、大藪地域でございます。この地域は集团的に農地が残っ

発 言 者	発 言 内 容 等
	ているということで、この地域で最初に説明会を実施させていただきました。説明会の中では、やはりいろいろな意見が出ております。この地域のまちづくりをどうするのかという中で、様々な立場の方もおられますので。こういった中で、先ほど会長さんからもお話がありましたように、個々の申請という中で出てきて、その内容を審査させていただいて、指定基準、農地として適正かということを南丹市と南丹市の農業委員会で基準に基づいて判断して、原案を作成したところでございます。 繰り返して申し訳ありませんが、この地域については平成12年から、まちづくりについて協議をしてきておりまして、生産緑地の視点が以前はなかったわけですが、今後はこれを踏まえた中で地域と協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。
会長	林委員よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。
委員	この議案に関しては前回協議があったということはあるのでしょうか。今日初めて議題として挙がってきたのでしょうか。
会長	この議題がいずれ挙がってくるという話はありませんでしたが、審議するのは今回が初めてです。
委員	先ほど横畑委員さんも言われていましたが、委員の意見は反映されないということでしょうか。ただ、賛成か否かを決めるだけの会議なのでしょうか。
会長	では、逆にお聞きいたしますが、意見を反映するというのはどういったことでしょうか。これは土地所有者の方が指定したいと言って申請されているものですので、それを認めないということは、土地所有者の方を説得して、あなた申請をやめなさいよということですか。
委員	そういうことではないです。申請された方については仕方ないですけども、また違う議題の時に、ここで出た意見や要望が反映されたりはするのですか。
会長	原案について、ここがこうでないといけないということではできないと思いますが、都市計画審議会全般としてなら、一般的な話としては可能かと思われます。
委員	今回の議案については、これはもう通るということがほぼ99パーセント決まっているわけですか。
会長	手順としては、そうですね。法的に瑕疵がないですから。
委員	「まちづくり委員会」を何年か前からやっておられるようですが、そこに集まってくる人たちは、その区域の人のみですか。
事務局	「まちづくり委員会」はこの地域に土地をお持ちの方や居住されている方で構成されています。
委員	私も八木で、離れた地域ですが、例えば区のことには区の代表が決めますとか、会議でミクロ的な視野で物事を見てしまいがちであるので、違う地域の人が入れば、こんな考え方があるのかなど、地元の方も気づいてくれることもあるので、本当は、八木町全体、市全体で話し合いをした上で、今後の土地利用について聞く方が良いと思うのですが、どうでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局	今回の生産緑地については、この生産緑地の指定についての内容限定の説明会をさせていただきました。平成12年当時からの「まちづくり委員会」については、その地域の土地所有者の方、居住されている方でできており、その中で議論されてきました。当時は、当然、生産緑地というものがないので、市街化区域としてどう整備していくか議論をしてきたところでございます。ただ、ご指摘のあったように、外部の方の意見を聞いてというところまではできておりません。
委員	常任委員会の中でも、生産緑地の話は出ておりましたが、行政として手続きを踏んできちんとやっていることはわかるが、こんなに点在した緑地を見ると本当にこれでいいのかとは思ふ。
委員	生産緑地指定を受けない農地は、宅地並み課税になり、土地を保有する方は生産緑地という手段を取れない場合、土地の保有コストが上がるという理解でよろしいのでしょうか。
事務局	指定をされない農地については、宅地並み課税となります。税額としてはかなり高くなってくると思います。
委員	八木の生産緑地の申請は1人何筆ぐらいなのか。複数の筆の方もいるのか。
事務局	八木地区に関しては、市街化区域の農地の所有者は222人おられます。その内、指定を考えておられる方が26名となっております。複数の筆の方もおられます。
委員	行政として、これ以上申請は受けられないと申請を控えるよう所有者に指導することはできなかったのか。
事務局	個人の権利になってきますので、行政としてそこまで規制をかけることができません。何かの法律に基づくのであれば規制はできますが、今回の申請は個人の権利を主張されたということですので、そういった話はできても、規制はすることができません。
委員	併せて500平方メートルという面積要件について、図面を見ると離れている緑地もありますが、飛び地であったり、そのへんは大丈夫なのでしょうか。
事務局	A3のカラーの資料の一団の資料を見ていただいたら分かりますが、一団の農地については、道路を挟んでいても幅員6m以下であれば一団の農地として認めようということですので、その考え方に基づき原案は作成されております。
会長	他にございませんでしょうか。
委員	この都市計画審議会ですが、先ほど西山委員からのような意見が出てくるのは当然だと思います。ただ、今回、市長の方から諮問されて議題として挙がってますし、手順を踏んで、地権者の皆さんの権利主張や将来に向けての都合もありますので、なかなかこういったものについては、意見を反映しにくいので、止むを得ないとは思いますが、ですから事務局は街路事業が進めやすくなるという認識を持っておられるようなので、もう少し説明の中でその点を前に出してもらいたいということと、八木地域について市街化区域のまちづくりの方向性について一定の考えを事務局として思いをもう少し出してもらった方が今回の件に関しては理解を得やすかったのではと思います。
会長	他にございませんでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容 等
	それでは、意見も出尽くしたようですので、「議案第1号南丹都市計画生産緑地の決定（南丹市決定）について」につきましては、原案通り承認してよろしいでしょうか。
	「異議なし。」の声。
会長	ご異議なしと認めます。「議案第1号 南丹都市計画生産緑地の決定（南丹市決定）について」は、原案通り答申することといたします。 次に「その他」について、事務局より「都市計画マスタープランの策定について」の説明がございます。 事務局、よろしくお願いします。
(5)	その他
説明員	慎重なご審議をいただき、議案を認めていただきまして誠にありがとうございました。事務局の説明不足等で大変ご迷惑をおかけいたしましたことを改めてお詫び申し上げます。 本日、審議を賜りました案件でございますが、生産緑地地区の決定につきまして、今後9月中に都市計画決定告示に向け事務を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 次に説明の中でも申し上げました「都市計画マスタープランの策定について」現状の報告をさせていただきます。 南丹市におきましては、まちの将来像とこれを達成するための基本方針として、平成20年3月に「南丹市総合振興計画」を策定しておりますが、現在、都市計画、また、まちづくりという観点から、「南丹市総合振興計画」をもとに、南丹市における都市の将来像や、土地利用、都市施設の整備のあり方などを明確にするため「南丹市都市計画マスタープラン」の策定を進めております。 「南丹市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、将来の都市像を明確にしながら、様々な施策を総合的に展開していくための全体構想と、地域ごとのまちづくりの方針を明らかにするための地域別構想に分けて、都市計画の具体的な方針を策定していきます。 策定につきましては、平成20年度より作業を進め、まず、平成20年12月から平成21年1月にかけて、南丹市全域を対象に2000人の方に、現状の課題や今後のまちづくりについてのアンケートを実施しました。 地域ごとのまちづくりの方針を明らかにする地域別構想につきましては、地元区長会長さんや自治会長さんなどに呼びかけをいたしまして、旧町ごとに2回ずつの地域別懇談会を実施し、それぞれの地域の課題や現状とあわせ、今後のまちづくりの進め方について、議論を行ってまいりました。 策定にあたりまして、市職員で構成する南丹市都市計画マスタープラン策定幹事会で素案を作成し、また学識経験者や各種団地の代表などにより組織いただいております南丹市都市計画マスタープラン策定委員会で審議いただきながら、現在、今年度中の策定に向けて、事務を進めているところでございます。 今後、素案の作成が完了しますと、京都府との調整や、パブリック

発 言 者	発 言 内 容 等
	コメントによる市民の意見反映などを行い、今のところは平成２３年３月頃を予定しておりますが、この都市計画審議会への諮問をさせていただく予定です。状況によりましては、先ほど委員さんからも意見がありました意見を聞かせていただく場を今後は検討して参りたいと考えておりますので、都市計画マスタープランの決定までお世話になりますが、よろしくお願いをいたします。
会長	ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。 無いようですので、次回の審議会までに、関係機関と調整のうえ、十分精査いただき、改めて審議することといたします。 その他委員の皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。 特に無いようですので、本日の審議日程はすべて終了いたしました。なお、本日議事として審議いただきました議案につきまして、市長へ答申する必要があります。答申書につきまして、原案通り答申するというので、会長、副会長に一任いただきたく存じますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし。」の声。
会長	ありがとうございます。 それでは、答申書の作成につきましては、私と、野中副会長で作成し、市長へ答申させていただきます。 本日は、慎重審議いただき、また議事進行に御協力いただき、各委員に対しお礼申し上げます。 今後何かとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。
(６)	閉会
事務局	船越会長、ありがとうございました。 本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。 少しだけ私のほうから、補足をさせていただきたいと思います。 先ほどの生産緑地の件に関しましては、いろいろと貴重なご意見をいただきまして、都市計画という部分から見ますと皆さまからいただいたご意見というのは、的確なご意見であったと思います。しかし、このようにして生産緑地の希望が出てきたという中には先ほど人羅課長からもありましたように、基盤整備の遅れというのが一つの原因ではないかなと思っております。現状を踏まえた上で南丹市はどうするのかについては、やはり南丹市の総合振興計画のまちづくりという計画を持っています。ただいま南丹市の都市計画マスタープランの策定もしております。こういった大きな方針の中で、基本的な進めをすると共に、また、地権者を含め地域の方々がわが町をどうしていくのかという思いを持ってもらえるようなそういった誘導も含めて、我々はやっていきたいとそんな思いを持っております。 遅れているという表現は適切でなかったかもしれませんが、優良な土地でございますので、今後、市街化を促進させていき、やはり定住促進につながるように道路整備を含めて積極的に進めていきたいと思っておりますし、今後ともご理解をよろしくおねがいたします。 それでは、閉会にあたりまして、野中副会長よりごあいさつをお願い

発 言 者	発 言 内 容 等
副会長	いします。 皆様本日は大変お忙しい中、また、大変暑い中をお集まりいただきまして誠にありがとうございました。 本日はたった1つの議題でございましたけれども、ご意見がたくさん出ました。皆さまのご意見を拝聴しておりますと、それぞれごもっともなご意見でございまして、なるほどというところが多くございました。ただ役所というところは、法的根拠がないことには規制はかけられませんので、事務局側への多少厳しい意見もあったわけですが、それぞれの立場も考慮していただきまして、ご理解をお願いしたいと思います。 私はここ数年この会議に関与させていただいておりますが、今から1年か2年前にも議題であったのですが、亀岡・八木・園部地域の南丹都市計画区域で大規模集積商業施設を建てられる場所の指定というものがあったのですが、その時私も意見を言ったのですが、亀岡市には7箇所も大規模集積商業施設を建てられる場所があるのに、南丹市には1箇所もないのです。そこで、ちょっと違和感があるなあと意見を言わせてもらったのですが、これも結局、各市と京都府との協議の中で我々の手の届かないところで事前に決められている部分があるという話がありました。この南丹市に住んでいる者としては、やはりもっともっと地域として発展をして欲しいと思っておりますし、せっかく山陰線も今年に園部まで複線化をいたしましたので、もっと地域住民に便利な商業施設も来て欲しいと思っているのは私だけではないと思います。ただ、大規模集積商業施設が来れば、一般の住民は喜ぶますが、地域の商店街が疲弊するですとか、色々な絡みもありますので、そういったことを行政も色々な観点から考慮した上で判断をされていると理解はしております。正直難しい部分もありますけれども、色々な意見が今日出まして、皆様の考えにある共通な部分としては、やはりこの地域がもっとよくなって欲しいということですので、今後、我々の意見も参考にさせていただきたいと行政の方にはお願いしたいと思っております。 それでは、今日大変暑いところご苦労様でございました。まだまだ9月も暑い日は続きますので、皆様お体だけにはお気をつけていただきますようお願い申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。 どうもありがとうございました。
事務局	どうもありがとうございました。 以上をもちまして、第5回南丹市都市計画審議会を終了させていただきます。 慎重審議いただき、ありがとうございました。

15:30